

# 長建国保特集号

# 建設長崎

## March 号外

2017年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます

発行 長崎県建設産業労働組合 〒852 8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095 862 7121 FAX 095 862 5281 発行責任者 田上一郎 編集人 若杉孝雄 印刷 (株)昭 和 堂 TEL 095 821 1234

# 平成二十九年 事業計画・予算決定

## 2/28



組合会議長の井手保氏(西彼支部)

去る二月二十八日(火)長崎市筑後町のセントヒル長崎において各支部選出の組合会議員三十四名(定数三十七名)の出席で第九十四回組合会が開かれ、平成二十八年年度決算見込、並びに平成二十九年事業計画、及び三八億七、五八三万八千円の新年度予算など、提案された全議案が決定されました。

理事会を代表して松津栄市理事長より挨拶があり、国の平成二十九年予算状況と国保組合に対する補助金の予算状況等と補助金確保への八ガキ要請行動への感謝と御礼がありました。

また、長建国保の本年度の予算編成に際し、本年度の保険料の改定案や取り組むべき事業等について報告と協力方へのお願いがあ

り、理事については、昨年十月の臨時組合会で新議長に選出された西彼支部の井手保議長(左官)の挨拶に引き続き、平成二十八年年度決算見込等の報告の後、平成二十八年年度補正予算、平成二十九年事業計画、並びに歳入歳出予算、特別会計予算など全七議案が提案され、本年四月からの保険料改定を盛り込んだ新年度予算が決定しました。

平成二十八年年度決算見込 剰余金一千八百万円程度 医療費の伸びが影響 平成二十八年年度の予算編成の段階で約二億円の歳入不足が見込まれていました。現行保険料と基金繰入により補正予算編成となりました。支出では医療費見込を過去三カ年の医療費実績を基に推計し二・一二%の伸びを見込んでいました。同年度の決算見込報告では、平成二十八年年度の医療費が本年十月診療分までの医療費推計により前年度比五・七九%増と当初の伸び率を大きく上回ることが予測されました。特に入院医療費が前年度比二六・五五%増と急激に伸びていること等により、決算剰余金としては一、八三万円程度に止まる見込みで、繰越金や基金繰入等を差し引くと単年度収支で三億一千一百万円の赤字となる見込みです。

政府は、昨年十二月二十二日、一般会計総額九七兆四、五四七億円の平成二十九年当初予算を閣議決定しました。一般会計総額は五年連続で過去最大の予算となり、一般会計から国債費を差し引いた政策経費は七三兆九、二六一億円で、借金である新規国債発行は三三兆三、六九八億円となっています。

社会保障関係予算の内、国保組合の予算は、高齢化による社会保障費の自然増を五千億円に圧縮するなど厳しい情勢でありましたが、総額一、九五二億八千万円



見直しによる減額があったものの、高額薬剤による医療費の増加で、被保険者一人当たりの医療費の自然増を一・七%増(概算要求時・七%増)と見込んだこと

とで増額確保となっており、前年度当初予算と比較して九億円の増となり、総額で前年度を上回ったのは実に九年ぶりとなりました。増額となった要因は、被保険者の減少や定率補助の

増加で、単年度収支で約三億一千万円程度の赤字が見込まれ剰余金も殆ど出ない状況となってきました。国民医療費が毎年増加していく中、長建国保はこの

かりと取組んでいただいた成果であり、改めてご協力に心より感謝申し上げます。さて、長建国保の平成二十八年年度の決算見込は、高額の薬剤や急激な入院費用の

## 長建国保の健全運営のため 保険料の改定にご理解とご協力を!

理事長 松津 栄市

# 平成29年度保険料改定を実施 保険料、一人あたり365円、介護は200円引上げ 基金も4億円繰入

## 平成29年度賦課区分別保険料(月額)

### 1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	11,000	300	11,300	1,800	200	2,000	12,800	500	13,300
	第2種 (建設業等許可を有しない事業主)	14,400	400	14,800	2,400	200	2,600	16,800	600	17,400
	第3種 (建設業等許可を有する事業主)	17,000	500	17,500	2,800	200	3,000	19,800	700	20,500
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	7,000	300	7,300	1,000	200	1,200	8,000	500	8,500
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	9,000	300	9,300	1,500	200	1,700	10,500	500	11,000
家族保険料	家族1人につき(5人を限度)	2,900	100	3,000	500	100	600	3,400	200	3,600

### 2. 介護分保険料

種別	区分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度)	1,800	200	2,000

平成二十九年年度の収支試算による支出見込みは、高齢者の医療費や介護給付費が全国的に毎年増加しているため、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金も増額となりました。医療費についても、平成二十八年年度の医療費推計による前年度比伸び率等を考慮し、二・二八%増を見込みました。

伸びたため前年度を下回る試算になりました。これらの補助金と現行の保険料額で医療費等の支出経費を賄うには約五億円の歳入不足が見込まれました。この不足額を保険料で補うと一人あたり約三、七〇〇円の引上げが必要となるため、第九十四回組合では、出来る限り組合員世帯の負担軽減を図るため、基金からの繰り入れを行い、一人あたり月額三六五円(介護は二〇〇円)の引上げをお願いすることと致しました。

# 平成29年度 長建 国保 歳入・歳出 予算総額 三億八千七百八十三万円

## 今後の医療費の動向に注目

平成29年度の一人当たりの医療費の伸びは、前年度(二・二八%)増の伸び等を勘案し二・二八%と見込みました。また後期高齢者に係る一人当たりの拠出金(支援金は八三四円(一・四五%)の増加、介護納付金は二、九〇〇円(四・五%)の増加となっており、高齢化社会に伴い高齢者医療への拠出は毎年増え続けています。

また、平成二十八年度の決算剰余金は一、八三三万円程度見込まれるものの、単年度収支は約三億一、二〇〇万円程度の赤字が見込まれ、単年度収支としては七年連続での赤字が見込まれています。

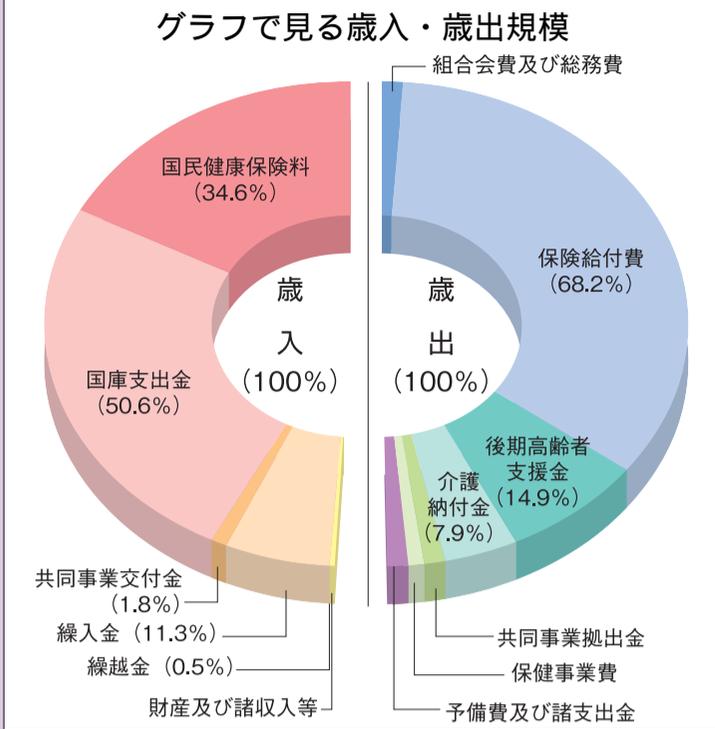
本年度予算における収支は、現行補助水準で国庫補助金を見込み、さらに決算剰余金を全額繰り入れても医療費等の支出経費を賄うには五億円の歳入不足が見込まれます。本来ならば、この不足財源については保険料で補うところですが、中小零細事業の現場では若年技能者の入職不足や公共工事設計労務単価の四年連続引き上げ効果も未だ賃金引上げには結びついていない等の現状もあり、

大幅な保険料の引上げ負担増は厳しい状況にあります。長建国保では、出来る限り組合員負担を軽減するため、基金からの繰入(四億三、九〇〇万円)を行うとともに、被保険者一人当たり月額三六五円(介護分保険料は一人当たり二〇〇円)の引上げを行うことを第九十四回組合会で決定しました。

長建国保は、これまで高齢者の医療や介護給付費の負担増や医療費も増加していく中、十七年間医療分保険料(介護分保険料を除く)を据置き(一部引下げ)運営してきましたが、昨年から入院費を含む医療費の急激な増加等により保険料の改定を行わざるを得ない状況になりました。

高齢者への拠出金や介護給費、医療費等は年々増加してきます。今後もこの医療費の伸びが保険料負担に直接影響が及ぶこととなります。国保の安定運営を図るため毎年の状況を見極めながら継続して適切な保険料の改定等を行うこととなりますが組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をお願い致します。

## グラフで見る歳入・歳出規模



区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,341,135	1,277,342	63,793	34.6
2. 使用料及び手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,962,251	1,891,928	70,323	50.6
4. 前期高齢者交付金	1	1	0.0	0.0
5. 県支出金	1	1	0.0	0.0
6. 共同事業交付金	70,344	55,481	14,863	1.8
7. 財産収入	172	509	337	0.0
8. 寄附金	1	1	0.0	0.0
9. 繰入金	439,000	199,142	239,858	11.3
10. 繰越金	18,132	146,036	127,904	0.5
11. 諸収入	44,800	3,306	41,494	1.2
歳入合計	3,875,838	3,573,748	302,090	100.0

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	3,868	4,267	399	0.1
2. 総務費	98,831	97,540	1,291	2.5
3. 保険給付費	2,642,809	2,311,412	331,397	68.2
4. 後期高齢者支援金	576,339	559,643	16,696	14.9
5. 前期高齢者納付金	41	88,037	87,996	0.0
6. 老人保健拠出金	13	20	7	0.0
7. 介護納付金	306,740	302,496	4,244	7.9
8. 共同事業拠出金	87,983	69,412	18,571	2.3
9. 保健事業費	67,888	69,874	1,986	1.8
10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 公債費	100	100	0	0.0
12. 諸支出金	14,582	1,602	12,980	0.4
13. 予備費	76,642	69,343	7,299	1.9
歳出合計	3,875,838	3,573,748	302,090	100.0

## 70歳以上の高額療養費 限度額が変わります

70歳以上の方の高額療養費の負担限度額が、平成29年8月以降、段階的に見直しが実施されます。

### 高額療養費の見直し(70歳以上)

区分	現行		平成29年8月~平成30年7月		平成30年8月~	
	外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)
現役並み 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% [44,400円]	57,600円	80,100円 + 1% [44,400円]	課税所得690万円以上 252,600円 + 1% [140,100円] 課税所得380万円以上 167,400円 + 1% [93,000円] 課税所得145万円以上 80,100円 + 1% [44,400円]	
一般 課税所得145万円未満	12,000円	44,400円	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]
住民税非課税		24,600円		24,600円		24,600円
住民税非課税 所得一定以下	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

## 65歳以上の入院時生活療養費 入院時の居住費が変わります

65歳以上の方に係る入院時生活療養費について、介護保険施設や在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費のうち居住費(光熱水費相当額)にかかる部分について段階的に見直しされることとなりました。

### 入院時の居住費の見直し(65歳以上)

対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分			
	現行		平成29年10月1日~	
A B、C以外の方	1日につき	320円	1日につき	370円
B 厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	1日につき	0円	1日につき (平成30年4月1日~)	200円
C 指定難病患者	1日につき	0円	1日につき	370円
			1日につき	0円

- 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
- 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者

## 平成29年度 長建 国保の 主な保健事業

本年度は、特定健診・保健指導の受診向上と、人間ドック健診や各種助成(補助)事業等の保健事業を実施いたします。

### 特定健診・保健指導の実施

特定健診の受診率の向上を図るため、医療機関での健診とは別に、日曜日の巡回健診も実施いたします。

### 人間ドック健診の実施

被保険者組合員及び配偶者の方を対象に、一泊二日



及び日帰りの人間ドック健診を実施し、費用の一部を助成します。人間ドックについては、各医療機関において健診料金の改定が行われているため、来年度より自己負担の見直しを行う予定です。

### 特別健診の実施

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のためのX線検査を実施し、費用を補助します。

### インフルエンザ

予防接種費用の助成

新型及び季節性インフルエンザワクチンの接種費用に対し、補助を行います。

### 鍼灸マッサージ施術費の助成

組合員が長建国保の指定施設で鍼灸等の施術を受けられる場合、事前に手続きを行った場合は、長建国保よりその費用の一部補助を行います。

### 指定温泉施設入浴料金の割引と助成

組合員が指定する温泉施設の入浴料金を通常の料金より安く利用できる割引及び

### 補助券の発行を行います。

### 新生児世帯への 月刊誌の無料配布

赤ちゃんを出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための育児月刊誌を無償配布いたします。



### 健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添え表彰します。

### その他の事業

医療費通知、ジエネットク医薬品希望カードの発行、建設長崎が行うスポーツ大会等への助成、常備薬セツトの無償配布、各種ハンフレットの配付等。

内容の詳細は、別途組合新聞「建設長崎」でお知らせいたします。保健事業の各種助成制度をご利用の方は、所属の支部事務所へお尋ね下さい。

# 国保の手続きには 個人番号が必要になります。

平成二十七年十月からスタートしたマイナンバー制度(社会保障・番号制度)については、国と地方自治体との間で平成二十九年一月より情報連携が開始され、同年七月からは長建国保等の医療保険者等も含めて資格等の情報連携が開始される予定です。マイナンバー制度では、個人番号(十二桁)を利用することで国民健康保険に関する手続きが従来よりも簡素化されます。但し、事前に組合への届出と所定の手続きの際、個人番号がわかる書類等が必要となります。

所定の手続きには個人番号が必要です。

性を確保するため、法律で定められた確認措置です。



組合で個人番号を取得いたします。

平成二十八年一月以降

個人番号ご提供の際には、次の①②③のいずれかの書類を組合へお持ち下さい。



具体的には、別表記載の資格関係に係る手続きや高額療養費支給申請、限度額認定証交付申請等の際に組合員並びに該当するご家族(被保険者)の個人番号の記載が必要となります。尚、個人番号を利用される際には、本人確認のため運転免許証等、「ご本人の顔写真付きの証明書等が必要になります。このことは、他人への成りすましや不正使用の防止対策として正確性と安全性を確保するため、法律で定められた確認措置です。

- ① 「通知カード」と「左記ア〜クのいずれかの書類」
- ア、運転免許証
- イ、パスポート
- ウ、身体障害者手帳
- エ、精神障害者保健福祉手帳
- オ、療養手帳
- カ、在留カード
- キ、特別永住証明書等
- ク、官公署が発行する書類(顔写真付)
- ② 「個人番号が記載された住民票謄本」と「①記載のア〜クのいずれかの書類」
- ③ 「個人番号カード」(顔写真付)

## 各種届出はお早めに

～ 組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限
長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあります。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用ゆうちょ口座届兼同意書	・住民票謄本・現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ・組合員本人名義のゆうちょ銀行(郵便局)の通帳 ・建設業に従事している証明書類(別途お問い合わせ下さい。) 扶養家族がある方(該当する場合のみ) ・民生委員による無職である確認(証明)書 ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書・被爆者手帳など	
家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・被保険者証 ・市町村国保の被保険者証・住民票謄本・民生委員による無職の確認書	その都度
家族が会社(社会保険)を退職し、長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・被保険者証 ・住民票謄本・民生委員による無職の確認書・会社の退職日がわかるもの	14日以内
出産したとき	被保険者資格取得届	・被保険者証・住民票謄本または母子手帳の写	14日以内
長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(被保険者全員分)	直ちに
就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内
被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・死亡診断書の写	14日以内
市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(転出の場合は住民票謄本要)	その都度
修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証、住民票謄本	その都度
住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	・被保険者証(被保険者全員分)・住民票謄本	14日以内
被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	・(紛失の場合)紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。 ・(破損の場合)破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに
修学のために自宅を離れる場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・在学証明書	その都度
介護、福祉施設等に長期入所(入園)する場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・入所(入園)証明書	その都度
70歳に達するとき(高齢受給者証の交付申請)	基準収入額適用申請書	・70歳に達する方の所得(課税)額がわかる書類 (市町村の所得(課税)証明書、又は確定申告書の写等)	その都度
組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内
保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	区分変更の内容が確認できる書類	直ちに

添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

### 建設長崎組合加入職種一覧表

建築大工	型枠大工	左官	タイル工
ブロック工	板金工	塗装工	看板工
建具工	木工	表具工	内装工
畳工	サッシ工	屋根葺工	電気工
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工
配管工	洗管工	ダクト工	断熱工
外装工	軽天工	フェンス工	穿孔工
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工
防水工	潜水工	ボーリング工	築炉工
清掃工	建設機械運転士	設計士	建築溶接工
住宅機器	測量士	設備工	建設事務

## 加入資格の適正化対策 組合加入は建設業のみ 職種の点検調査を強化

私達の組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業ではない方は加入できません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を日常的に実施しています。

特に、新規加入時における組合員資格の適用については、職種の点検・確認を徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは異なる職種に就いた場合もその時点で加入資格を失うので組合に届出するよう周知に努めています。

更に、厚生労働省の指導に基づき組合員の職種の再点検調査を強化しています。

このように、組合は今後も引き続き職種の点検調査や、異業種の紛れ込み防止等も含めて、資格の適用の適正化対策の強化に取り組んでいきます。

長建国保は、建設労働者職人である組合員のための国保です。これら資格の適正化対策等の取り組みには組合員とご家族の皆様のご理解と協力は必要不可欠です。

私達の命綱である長建国保の健全運営につきまして仲間の方々のご理解とご協力をさせていただきます。

